

福井県立武生高等学校 P T A 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福井県立武生高等学校 P T A (以下、「本会」という。) と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の理解と協力によって、心身ともに健全な生徒の育成をはかり、あわせて会員の教養の向上と親睦を深めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 福井県立武生高等学校 (全日制) に在籍する生徒の保護者
- (2) 福井県立武生高等学校 (全日制) に勤務する教職員
- (3) 本会の趣旨に賛同する者で役員会の承認を得た者

第2章 役員

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 学校選出役員 3名
- (4) 常任委員 50名以内
- (5) 監事 若干名

(役員の選出)

第5条 会長、副会長、監事は、役員選考委員会によって推薦し、役員会の承認を得るものとする。

2 学校選出役員は、校長、教頭、事務長とする。

3 その他の役員は、会長が委嘱する。

(役員選考委員会)

第6条 前条に定める役員選考委員会は、地域性に配慮しつつ次の者によって構成することとし、その選任については、代議員会において承認を受けることとする。

- (1) 代議員のうち、会長が選出した3名
- (2) 副会長及び常任委員のうち、会長が選出した3名

2 役員選考委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、議長の任にあたる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

2 欠員補充により選出された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 常任委員は、常任委員会および各部会に所属し、各部会が所管する会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計および業務全般を監査する。

第3章 機関

(会議の種類)

第9条 本会の機関は、次のとおりとする。

- (1) 代議員会および全員協議会
- (2) 常任委員会
- (3) 役員会

(代議員会)

第10条 代議員会は、各学級から選出された2名の代議員、教職員代表として各部長・主任、および常任委員、学校選出役員をもって構成することとし、会長が招集する。

2 代議員の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

3 代議員会は、本会の議決機関として、次の事項について審議および承認を行う。

- (1) 会則および会費に関する事項
- (2) 前年度事業報告および決算に関する事項
- (3) 当年度事業計画および予算に関する事項
- (4) 第6条1項に規定する役員選考委員の選任に関する事項
- (5) その他、本会の運営について会長が重要と判断した事項

4 代議員会は、代議員会構成員の3分の1以上の出席により成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決める。

- 5 代議員会の進行は、PTA事務局担当教職員が行い、議長は、常任委員から選出する。
6 資格審査は、総務部会に属する常任委員が行う。
7 毎年度当初の代議員会は、原則として会則第11条に規定する全員協議会と同時に開催する。

(全員協議会)

第11条 会長は、代議員会前に全会員を対象とした全員協議会を開催し、あらかじめ意見を聴取することができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長、学校選出役員、常任委員をもって構成することとし、会長が招集する。

- 2 常任委員会は、本会の執行機関として、会務を遂行する。
3 常任委員会に次の常任部会をおき、常任委員はいずれかの部会に所属する。

- (1) 総務部会
(2) 進路部会
(3) 環境部会
(4) 研修部会
(5) 広報部会

- 4 各常任部会の所管する会務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
ア) 各種会議の運営に関すること
イ) 規約等の整備、改正に関すること
ウ) 役員の親睦に関すること
エ) ホームページの管理に関すること
オ) 学校行事の支援に関することなど
(2) 進路部会
ア) 進路に関する学校事業への協力に関すること
イ) 他校（県外進学校）との交流に関することなど
(3) 環境部会
ア) 通学環境・学習環境の整備、改善に関すること
イ) 補導活動に関することなど
(4) 研修部会
ア) 研修旅行に関すること
イ) 集合研修活動に関することなど
(5) 広報部会
ア) 広報紙の発行に関すること
イ) その他の広報活動に関することなど

- 5 常任部会の部長は、会長が委嘱することとし、常任部会の副部長は、部長が委嘱する。

- 6 会長は、特別な事項について必要あるときは、常任委員を構成員とした特別部会を設けることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、監事、各常任部長をもって構成することとし、会長が招集する。

- 2 役員会は、本会会務の進捗状況を管理するとともに、次の事項について審議および承認を行う。

- (1) 臨機の事業に関する事項
(2) 第3条(3)に規定する会員に関する事項
(3) 第5条1項に規定する役員選考委員会が推薦した役員に関する事項
(4) 第15条4項に規定する事務員の任免に関する事項
(5) 第16条1項に規定する顧問に関する事項

- 3 役員会は、役員会構成員の3分の1以上の出席により成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決める。

第4章 事務局および顧問

(事務局)

第14条 本会の会計および庶務を処理するため、PTA事務局を設ける。

(事務局構成員)

第15条 PTA事務局には、PTA事務局長および副事務局長、事務局担当教職員、その他の事務員をおく。

- 2 PTA事務局長は、総務担当副会長が務め、PTA副事務局長は総務部長が務める。
3 会長は、教職員のうち若干名をPTA事務局担当教職員として委嘱する。
4 会長は、役員会の承認を得て事務員を任免する。

(顧問)

第16条 会長は、役員会の議決に基づき顧問をおくことができ、諸会議に召集することができる。
2 顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計区分)

第18条 本会の会計区分は、PTA会計のほか、教育振興費会計、生徒会計、進路指導費会計、図書会計、課外会計、模擬試験会計、環境整備費会計、冷房設備設置会計、教育設備会計、購買会計とする。
2 前項に定める会計区分のうち、課外会計、模擬試験会計、購買会計については、税務会計とする。
(会費)
第19条 PTA会計会費は、生徒1名につき年額5000円とする。ただし保護者1名につき2名以上在籍する生徒がある場合は、1名は全額とし、他は半額とする。
2 教職員会員のPTA会計会費は、3000円とする。
3 PTA会計以外の会計に関する費用は、会員に対し、年度当初に学納金納入通知書にて通知する。
4 会長が特別の事情があると認めた者については、会費を減免することができる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 この会則は、平成23年 4月 1日から施行する。
平成25年 5月11日 一部改定
平成28年1月19日 一部改定
令和 2年1月28日 一部改定